

館山市公共施設マネジメント民間提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市（以下「市」という。）が保有する公共施設の利活用について、民間事業者等の独自のノウハウや強みを活かした提案を募り、公民連携による事業を実施することにより、公共施設マネジメントの効率的な推進を図ることを目的とする。

(制度の定義)

第2条 公共施設マネジメント民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、公共施設の更新及び利活用について、民間事業者等から提案を受け、公共性・独創性等を有する提案をした民間事業者等を交渉権者として選定し、事業実施のための詳細協議を経て、事業化するものである。

(対象とする提案及び内容)

第3条 民間事業者等は、この要綱及び別に定める募集要項に基づき、公共施設の更新及び利活用について提案をすることができる。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 単に現在の事業又は施設の廃止に関するもの。
- (2) 市が導入済みの公民連携事業について、単にその事業実施者となろうとするもの。
- (3) 既存の委託業務等を単に安価で受託しようとするもの。
- (4) 市が直接実施している業務を単に受託しようとするもの。
- (5) その他市長が不相当と認めるもの。

(提案をすることができる民間事業者等)

第4条 提案をすることができる民間事業者等は、法人その他市長が適当と認める団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 募集開始の日から起算して、手形交換所による取引停止処分を受けて

から2年を経過しない者又は6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がされていない者
- (6) 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当する者
- (8) 国税，都道府県税及び市区町村税の滞納がある者
- (9) 健康保険，厚生年金保険，雇用保険等の加入義務を遵守していない者

（提案の実施）

第5条 民間事業者等は、提案をしようとするときは、別に定める募集要項に基づき、提案に係る必要書類を市長に提出しなければならない。

（提案審査会）

第6条 市長は、民間事業者等からの提案を評価するため、民間提案制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次の各号に定める事項を所掌する。
 - (1) 提案の評価に関すること。
 - (2) 民間事業者等の選定に関すること。
 - (3) 随意契約の承認に関すること。
 - (4) その他目的の実現に関して必要な事項を定めること。
- 3 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、副市長の職にある者をもってこれに充てる。
- 5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、総務部長の職にある者がその職務を代理する。
- 7 委員は、館山市指名業者選定等審査会規程（昭和56年訓令第8号）第6条

第1号を準用する。

- 8 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じ外部有識者等を委員として加えることができる。
- 9 委員長は、提案を適切に評価するために必要があると認めるときは、市の職員等に対し、意見を求めることができる。
- 10 審査会の庶務は、公募を担当する課等が所掌する。
- 11 その他審査会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(民間事業者等の選定)

- 第7条 審査会は、提案の内容について審査を行い、民間提案制度の目的に鑑み、公益性・独創性等を有し、事業の実現が見込まれる提案をした者を選定する。
- 2 審査会は、提案の選定に当たり、課題の整理又は課題の解決が必要であると認めるときは、継続協議の決定をすることができる。

(審査結果の公表)

- 第8条 市長は、前条の規定により審査会において審査した結果を、選定された民間事業者等（以下「交渉権者」という。）及び選定されなかった民間事業者等に通知するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 選定された提案の場合 選定事業名及び交渉権者名
- (2) 選定されなかった提案の場合 提案事業名

(詳細協議)

- 第9条 市長は、交渉権者と事業化に向けた詳細協議を行う。

(選定の取消)

- 第10条 市長は、事業化に向けた交渉権者との詳細協議等により、提案に係る事業を実施することが困難であると認めたときは、交渉権者の選定を取り消すことができる。

(事業化の公表)

- 第11条 市長は、交渉権者との詳細協議の結果を公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。